

## 令和 7 年 4 月から入院時の食事療養費の 自己負担金額が変わります

厚生労働省より令和 7 年 4 月 1 日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。これに伴い、下記のように負担金に変更になるため、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

※全国の医療機関共通の負担額変更となります。

所得区分		令和 7 年 3 月まで	令和 7 年 4 月から
69 歳までの患者様	70 歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ	1 食 490 円	1 食 <b>510 円</b>
区分ウ	現役並みⅠ	(1 日 3 食 1,470 円)	(1 日 3 食 <b>1,530 円</b> )
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1 食 230 円 (1 日 3 食 690 円)	1 食 <b>240 円</b> (1 日 3 食 <b>720 円</b> )
区分オ	低所得Ⅱ	1 食 180 円	1 食 <b>190 円</b>
長期該当	長期該当	(1 日 3 食 540 円)	(1 日 3 食 <b>570 円</b> )
	低所得Ⅰ	1 食 110 円 (1 日 3 食 330 円)	1 食 <b>110 円</b> (1 日 3 食 <b>330 円</b> )